

大分市上下水道事業公告 第67号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和8年4月1日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準（物品等）による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 プラントン等調査業務委託
- (2) 履行場所 大分市羽屋 外5件
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 概要 仕様書のとおり
- (5) 予定価格 ￥6,890,000-（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 設けない

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 公告日において、大分市物品等供給契約入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、業種区分表 大分類「役務の提供等」・小分類コード07：「清掃・環境整備等」・細分類コード05「水質検査」について、大分市の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 本件について、事前に入札参加申請を行い入札参加の承認を受けた者であること。
- (4) 公告日から入札予定日の前日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 公告日から入札予定日の前日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀

行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (8) 令和3年4月以降に、本業務と同様のプランクトン調査業務、水質分析業務及び真核生物又は原核生物を対象とした環境DNA分析業務を受託した実績を有すること。
- (9) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の事業の区分に応じ、同法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）別表第4第1欄中六の濃度に係る同法第110条第1項の計量証明事業者であるとともに、同法第122条第2項の計量士の区分に応じ、同法施行規則第50条第1号の環境計量士（濃度関係）に係る同法第122条第1項の規定による登録を受けている計量士が事業者にかつ常勤していること。
- (10) 仕様書に定める調査体制要員の要件を満たすこと。
- (11) 業務の第1回目調査を令和8年4月22日（水）までに着手することが可能であること。

3 入札手続等

(1) 契約担当課

住 所 : 大分市城崎町1丁目5番20号

名 称 : 大分市上下水道局上下水道部浄水課（以下「浄水課」という。）

電 話 : 097-538-2425

F A X : 097-538-2444

電子メールアドレス : jogesui-josui@city.oita.oita.jp

(2) 本公告の交付期間、場所及び交付方法

① 交付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月15日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分県共同利用型 入札情報サービスシステム http://www.telis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU）によるほか浄水課においても交付する。

(3) 本業務に係る仕様書等（以下「仕様書等」という。）の交付の期間及び方法

① 交付期間

3の(2)の①に同じ

② 交付方法

交付希望者は、浄水課に事前連絡のうえ、電子メールにおいて交付を受けること。

(4) 仕様書等の質疑応答

① 仕様書等に質問がある場合には、次により F A X又は電子メールにて行うこと。

その際、浄水課に事前に電話連絡をすること。

(ア) 提出期間

令和8年4月2日（木）から令和8年4月9日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 提出場所

3の(1)に同じ

② ①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

質問があった日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）後までに開始し、開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 閲覧場所

3の(2)の②に同じ

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出

① 提出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月13日（月）午後5時まで

② 提出方法

原則として電子入札システムによる。

電子入札システムが使用できない場合は、浄水課に持参すること。

③ 提出書類

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 類似業務受託実績調書（様式第2号）

(ウ) 配置予定総括責任者履歴書（様式第3号）

(エ) 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

なお、添付する書類の作成アプリケーションおよびファイル形式は、次のとおりとする。ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

	アプリケーション	ファイル形式
ア	Microsoft Word	・Word 文書 (.docx) ・Word 97-2003 文書 (.doc)
イ	Microsoft Excel	・Excel ブック (.xlsx) ・Excel 97-2003 ブック (.xls)
ウ	その他	・PDF (.pdf)

④ その他

申請書等を期限内に提出しなかった者又は契約担当者が競争参加資格を有していないと認められた者は、当該入札に参加することができない。

4 現場説明会

実施しない。

5 入札保証金

免除する。

6 入札書の提出期間及び方法

(1) 提出期間

令和8年4月14日（火）午前9時から

令和8年4月15日（水）午後5時まで

(2) 入札方法

原則として電子入札システムによる。

(3) 入札回数

初度のみ1回とする。

(4) その他

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札候補価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 開札

(1) 開札予定日時

令和8年4月16日（木）午前9時30分

(2) 開札場所

大分市上下水道局本庁舎 4階 41会議室

(3) 開札立会い

入札参加者のうち希望者は、開札に立ち会うことができる。

（「大分市電子入札立会要領」を参照）

8 競争入札参加資格の確認及び落札者の決定等

(1) 落札候補者の競争入札参加資格確認

契約担当者は、7の規定による開札を行った後、落札候補者について、競争入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

(2) 落札者の決定

契約担当者は、(1)の規定により落札候補者が競争入札参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、契約担当者は、当該競争入札参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をし、かつ、競争入札参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。以下、落札者が決定されるまで、順に同様の手続を行う。

(3) 入札の無効

(1)の規定により競争入札参加資格を有しないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、その結果を通知する。

(4) 入札結果等の通知及び公表

契約担当者は、落札者を決定したときは、速やかに落札者に対し、その旨を通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

9 競争入札参加資格がないと認められる者に対する理由の説明

(1) 説明の申請

競争入札参加資格がないと認められる者は、通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、契約担当者に対して書面（様式は自由）をFAX又は電子メールにより提出することでその説明を求めることができる。

(2) 提出場所

3の(1)に同じ

(3) 回答

契約担当者は、(1)の説明を求められたときは、書類の提出があった日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

10 契約保証金

免除する。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (7) 郵送による入札
- (8) 仕様書等の交付を受けていない者のした入札
- (9) 電子入札にあつては、上下水道事業管理者が指定する認証方法を用いない者のした入札
- (10) 電子入札にあつては、契約担当者が使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁記録が書き換えられた入札
- (11) 申請書等を提出しなかった者のした入札
- (12) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (13) 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

1 2 支払条件

前払金はなしとする。

1 3 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領（電子入札用）（令和6年10月1日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の①から③までのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ① 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合
 - ② 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ③ 入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)の①から③までのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、落札決定の取消しに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはで

きない。

(6) その他不明な点については、浄水課まで照会すること。

電話番号 097-538-2425 (直通)